

令和3年度スマホスタンプラリー業務委託の
企画提案競争に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年スマホスタンプラリー業務委託

(2) 業務の目的

つくば霞ヶ浦りんりんロードにサイクリストが多く集まる時期にあわせ、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線市町村の観光地等への周遊を図るため、スマートフォンのGPS機能を活用したスタンプラリーを実施する。

(3) 業務の内容

別添「スマホスタンプラリー業務委託」契約書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

※委託期間は令和4年3月31日までとしているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により委託期間を変更する予定である。なお、想定しているスタンプラリー実施期間は、サイクリストのニーズを鑑み、GWが終了する5月8日とする。

(5) 委託の規模

750,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲とする。

※この額は事業規模を示すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

※なお、PR経費、景品購入費用（送料含む）として、別途750,000円の捻出を予定しており、総額で1,500,000万円の事業規模も勘案し、提案すること。

(6) 担当者

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局

（茨城県県民生活環境部スポーツ推進課内） 担当：中嶋

住 所：〒310-8555 水戸市笠原町978-6

電 話：029-301-2735

FAX：029-301-2847

2 企画提案競争参加資格

企画提案競争に参加しようとするものは、以下のすべての要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者もしくは取得を予定している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

- エ 業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- オ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案競争参加資格確認申請書（様式1号） 1部

取得を予定している場合は、取得予定時期を記載すること

- ②企画提案書（様式2号） 6部（記名1部＋無記名5部）

企画提案書別添（任意様式） 6部（記名1部＋無記名5部）

企画提案書及び別添は、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 業務実施体制、作業工程

ウ 企画競争参加者の概要等

（企画競争参加者の概要、担当者名及び連絡先）

- ③過去5年間の同種又は類似業務の実績（任意様式） 6部（記名1部＋無記名5部）

- ④見積書（任意様式） 6部（記名1部＋無記名5部）

(2) 提案事項

ア 業務実施方針（業務のトータルコンセプト）

イ 各事業の具体的な企画内容

・スマホスタンプラリー業務について仕様書の業務に基づいて具体的に記載すること。

ウ 業務実施計画（工程表）

エ 業務執行体制

オ 同種及び類似業務の実績

カ 見積書

キ 会社概要

(3) 提出書類及び提出部数

別添「企画提案書」（様式第2号）を6部提出すること。（見積書はコピー可）

(4) 提出先

前記1（6）に同じ

(5) 提出期限

令和4年1月12日（水）午後5時必着

(6) 提出方法

持参又は郵送

(7) その他

ア 見積額には消費税を含めること。

イ 所定の様式に定めた内容が全て記載されていれば、別途作成した企画提案書を所定の様式に代えることができる。

4 企画提案競争に係る質疑

企画提案競争に係る質疑については、下記のとおり受付・回答を行う。

(1) 質疑提出方法

別添「企画提案競争に係る質問書」（様式第4号）により、電子メールまたはFAXにより提出すること。

(2) 質疑受付期間

公告の日から令和3年12月22日（水）午後5時まで

(3) 質疑への回答方法

令和3年12月27日（月）午後5時までに、電子メールまたはFAXにより回答する。

5 審査

(1) 審査方法

ア つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局内に設置した「プロポーザル審査委員会」において、提出された企画提案書の審査を行い、プロポーザル採用1社を選定する。

イ プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

ウ 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 審査項目

1 実施方針及び手法等	・業務の目的を理解し、企画に反映しているか。 ・業務を実施するための方針、業務手法は妥当なものか。 ・提案内容は的確であり、実現性があるか。
2 話題性のある提案	・事務局で実施するPR、景品購入等を含む事業規模を最大限に活かし、多くの参加者が見込める提案であるか。
3 消費につながる提案	・スタンプラリー利用者が地域における消費活動につながる提案であるか。
4 工程計画	・作業工程は適切なものになっているか。
5 会社の業務実績	・同種及び類似業務の実績
6 総合力等の評価	・上記の他、特に評価できる点など、総合的勘案事項。

6 その他

ア 書類の作成に用いる言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

イ 契約書作成の要否：要

ウ 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

エ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

オ 審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また委託金額は、採用決定後、見積もり合わせにより別途決定する。